

品川区裁判員候補者予定者選定要綱

制定 平成20年9月2日委員会決定 要綱第1号

改正 令和元年9月2日委員会決定 要綱第1号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）第21条（裁判員候補者予定者名簿の調製）及び第24条（裁判員候補者の補充の場合の措置）の規定に基づく裁判員候補者予定者（以下「候補者予定者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選定の方法)

第2条 裁判員法第21条第1項の規定による候補者予定者選定のくじは、メルセンヌ・ツイスタ法（最高裁判所が指定するくじの方法）により行うものとする。

2 前項のくじで使用する選挙人名簿は、毎年9月の定時登録時のものとする。ただし、9月の定時登録から当該くじを行う日までの間に別に選挙人名簿の登録があった場合は、そのくじを行う日に最も近い登録が行われた時の選挙人名簿を使用する。

(候補者予定者名簿の調製)

第3条 裁判員候補者予定者名簿の記載順は、くじにより選定された順とする。

(候補者予定者名簿の保存)

第4条 裁判員候補者予定者名簿は、3年間保存するものとする。

(候補者予定者の補充)

第5条 裁判員法第24条（裁判員候補者の補充の場合の措置）第1項の規定により、同法第21条第1項を準用して行うくじで使用する選挙人名簿は、直近の基準日において調製されたものとする。

付 則

この要綱は、平成20年9月3日から適用する。

付 則（令和元年9月2日要綱第1号）

この要綱は、令和元年9月3日から施行する。